

## 第10回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月28日(水) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 15人

会長 15番 中井 悟

会長職務代理 7番 西元 道啓

委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝

3番 高山 重人 5番 岩間 勇市

6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志

9番 石井 妙司 10番 金子 辰四郎

11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫

13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一

16番 伊藤 忠幸

4 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸報告について

第4 現況証明願いについて

第5 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 農地法第5条の規定による許可申請について

第8 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則

農地係長 小柳 大騎

## 7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第10回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、3番 高山委員と5番 岩間委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第9回の総会以降の諸般について、報告いたします。

4月12日育苗施設安全祈願に出席しております。

4月14日育苗施設出荷初日慰労訪問しております。

4月15日後志地方農業委員会連合会、会計監査、役員会、定期総会が倶知安町のホテル第一会館にて開催され局長と共に出席しております。同日、農事組合長会議に出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1について、上程します。

担当調査員から、順次調査の報告をお願いします。

13番  
(坂井委員)

4月11日に近藤委員、杉本委員、私の3名で現地調査をしました。場所なのですが、〇〇から右に曲がりまして、〇〇線を走りまして、1.5km行きまして、〇〇さんの自宅の付近にございます。現地調査をした結果、現況は農地・採草放牧地以外です。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

質疑なしと認めます。

議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1～NO4について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

小柳係長

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和3年4月28日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成9年2月28日から平成14年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年4月20日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年4月28日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成26年3月28日から平成31年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年4月14日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年4月28日です。解約の理由は、耕作するため解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成29年7月7日から令和9年6月6日までで強化法によるものです。通知年月日は令和3年4月1日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年4月28日です。解約の理由は、契約相手を変更するため解約するものです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、

田で〇〇㎡です。契約期間は平成29年6月7日から令和9年6月6日までで強化法によるものです。通知年月日は令和3年4月1日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年4月28日です。解約の理由は、契約相手を変更するため解約するものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

7 番  
(西元委員)

1番の件ですが、内容に関しまして事務局説明の通り譲渡するための解約であります。場所に関しましては、元の〇〇から〇〇に向かう町道があるのですけれども、それを降りて行って〇〇とぶつかるのですけれども、ちょうど中間に位置する〇〇に向かって行って左が〇〇。右側にも1つあるという場所です。後ほどまた議案に出てきます。

2 番  
(近藤委員)

番号2番についてご説明いたします。内容については事務局説明の通りあります。場所につきましては、〇〇の裏から〇〇線を1kmほど行って〇〇さんの手前の右手ちょっと山手にあります。そこに2筆あります。

10 番  
(金子委員)

番号3番4番はついて内容は事務局説明の通りです。場所ですが、〇〇さんの山手奥の方になります。それと5番も関連ありますので、〇〇さんの反対側の〇〇さん住宅の裏手にある一角になります。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。  
本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。  
議案第2号は、原案のとおり受理することとします。

日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1～NO2について、上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和3年4月28日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和4年4月27日までの1年間です。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和13年4月27日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

16 番  
(伊藤委員)

1 番の件についてご説明いたします。内容については事務局説明の通りです。場所ですけれども、〇〇から〇〇方面へ 300mほど行ったところに〇〇さん宅があるのですけれどもその裏手にある一角、道路向かいにハウスが沢山立ててるのですけれども、その一角です。

2 番  
(近藤委員)

2 番内容については事務局説明の通りです。耕作出来ないので農地を貸し付ける。場所につきましては〇〇の裏手というか道道を挟んで〇〇の裏手大きく 1 筆〇〇、道路を挟んで 2 筆〇〇の道路沿いに 2 筆あります。賃貸料が〇〇円となっておりますが、石がらでこの農地に関しましては、なかなか借りてが居なくて、私も同じ農事組合の中で耕作者誰か居ないかって探したのですけれども、あまりにも石がらで条件も良くなって借り手のいない中、同じ農事組合の〇〇さんが借りるという事になりました。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。  
本案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

議案第 3 号は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第 7、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1～NO3 について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第 5 条第 1 項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和 3 年 4 月 28 日提出、蘭越町農業委員会 長名。

番号1番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇さん、土地は〇〇番、現況は田、面積は〇〇㎡、農地区分は田、農用地区域内の第1種農地、権利の種類は賃貸借、賃借料は〇〇円です。申請理由は、〇〇さんの圃場の基盤整備工事における駐車場、資材置き場に使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

第1種農地に判断した理由としては、おおむね10ha以上の集団的農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

本来であれば、第1種農地については原則不許可となっておりますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用として、当該農地を供することが必要と認められる場合は不許可の例外となっております。本件につきましては、令和3年11月30日までの一時使用であること、工事の基点となる駐車場及び資材置き場として使用できる場所として、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号2番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇さん、土地は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡、農地区分は畑、農用地区域内の第1種農地、権利の種類は賃貸借、賃借料は〇〇円です。申請理由は、仮設事務所、資材置き場に使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

こちらは番号1番の隣接地となり、同じく本来であれば、第1種農地については原則不許可となっておりますが、本件につきましても、令和3年11月30日までの一時使用であること、工事の基点となる仮設事務所及び資材置き場として使用できる場所として、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号3番、申請者は譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さん、土地は〇〇番、現況は田、面積は〇〇㎡、農地区分は田、農用地区域外の第1種農地、権利の種類は所有権移転、譲渡価格は〇〇円です。申請理由は、駐車場に使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

第1種農地に判断した理由としては、おおむね10ha以上の集団的農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

また、第1種農地の不許可の例外となります、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲での拡張であり、駐車場として使用のために隣接地を購入するもので、転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載の

とおりで。

なお、これらの案件は許可相当の可否について意見を求めるものです。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

16番  
(伊藤委員)

番号1番、2番についてご説明いたします。内容については事務局説明の通りです。道営事業の基盤整備をするための会社の事務所駐車場。場所ですけれども、〇〇がありまして、その手前〇〇方面に50mほど来たところに〇〇さんの住宅がありまして、そのすぐ裏手の土地となります。2件とも土地が繋がっております。

1番  
(黒川委員)

番号3番、内容については事務局説明の通りです。〇〇の一番向こう空地になります。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。  
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。  
原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

議案第4号について、北海道農業会議へ諮問することといたします。

日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1～NO10について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地



利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和3年4月28日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年4月30日、対価の支払期限は令和3年7月20日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、〇〇氏規模拡大のため、譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

なお、この案件は農地保有化合理事業により5年間貸し付けていた農地を貸付期間終了後に取得するものです。

番号2番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年5月9日から令和3年12月31日までの1年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で田が〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。新規の貸し付けです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年5月9日から令和4年5月8日までの1年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で田が〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、

農地を貸し付けするものです。新規の貸し付けです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は、〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年9月1日、対価の支払期限は令和3年8月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号3から番号4の調査書については、所有権移転と賃借権設定の違いはありますが、ほとんど同じ記載となっておりますので、一括にて説明をさせていただきます。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主及び譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号5番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年5月9日から令和4年3月31日までの1年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で田が〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。新規の貸し付けです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は、〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年6月1日、対価の支払期限は令和

3年5月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号7番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年5月9日から令和8年5月8日までの5年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で田が〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は、〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年6月1日、対価の支払期限は令和3年5月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は、〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年6月1日、対価の支払期限は令和3年5月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

番号10番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇円ですがそのうち現況地目が原野である2筆(〇〇・〇〇)は〇〇円となっています。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年6月1日、対価の支払期限は令和3年5月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号8から番号10の調査書については、同じ記載となっておりますので、一括にて説明をさせていただきます。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

〇〇さんの売買における補足として、当初はもう一人〇〇さんと売買契約をし、今回の総会にかける予定でしたが、契約途中で〇〇さんの方から契約を考え直す旨の連絡があり見送りました。〇〇さんと〇〇さんの協議が完了し、売買契約を行う意向であれば、来月以降の総会にかける予定となっています。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

9 番  
(石井委員)

番号1番、内容については事務局説明の通りです。場所は、〇〇から左側に1kmほど行ったところです。〇〇さんの住宅がありますが、その手前の交差点を右側の1角の場所になります。

2 番  
(近藤委員)

番号2番、内容については事務局説明の通りです。営農が困難という事で、場所につきましても、〇〇線〇〇のとなり〇〇さんの隣、〇〇挟んで〇〇の川縁に2筆上の方に3筆トータル5筆です。

6 番

番号3番、内容については事務局説明の通りです。場所につき

(宮武委員)

ましては、〇〇を〇〇側に500m進んで右折しまして、そこから200m進んだ奥に〇〇さんの住宅があります。その周辺です。

番号4番、内容については事務局説明の通りです。場所につきましては、〇〇のすぐ横になる右手の圃場となっております。また先ほど〇〇側に500m進んだ左側の圃場とそこから〇〇の方に向かう道を行って〇〇を渡って左側の奥の圃場となっております。

10番  
(金子委員)

番号5番、内容は事務局説明の通りです。〇〇の横を〇〇さんの家の裏手側に3筆、それから〇〇から〇〇の方に向かって走っていくと先ほどの案件の反対側になりますけども、〇〇に向かって右側に入って行って〇〇さんの住宅の奥の方に3筆。

7番  
(西元委員)

番号6番、内容につきまして事務局説明の通りです。場所につきましては、議案第2号ででた場所でございます。

番号7番、内容につきまして事務局説明の通りです。場所につきましては、〇〇の方から〇〇に向かいまして、〇〇線と〇〇線の三叉路のところ根元にある土地でございます。非常に単価が安いのですが、土地がここに狭い所に1か所という事で、遊休農地で誰か借手を探したのですが、周りの方でなかなかうんと言ってもらえず、最終的には〇〇さんの方が道路渡って反対側の農地を持っていまして、彼に狭いスペースだけれども、水の弁も悪いですし、水田として利用するにはいい土地ではないものですから、このような価格となっております。

16番  
(伊藤委員)

番号8番、9番、10番についてご説明いたします。内容については事務局説明の通りです。場所ですけれども〇〇線を〇〇方面に向かって走っていきまして、〇〇市街に曲がる三叉路があるのですが、それから約1キロ位〇〇の横にあるんですけども。

番号9番、それから50mほど〇〇方面に戻ったところにある土地になります。

番号10番、〇〇、〇〇、の場所ですけれども、〇〇の三叉路から50m位手前の河側の土地の2筆になります。番号8番の出てきた土地に2筆になります。〇〇は道路向かえになります。残りの3筆になります。〇〇側になる土地になります

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。  
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。  
議案第5号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

その他の報告について事務局からお願いします。

事務局  
(高田局長)

(1) 次回総会日程 5/31 (月) 13:30 を予定しています。

(2) この後、委員協議会総会を開催いたしますが、その前に、令和2年11月より、近藤委員長をはじめとする振興・農政専門委員会で協議を重ねてきました、農地等の利用の最適化の推進に係る課題である、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進のための改善意見を取りまとめた、「持続可能とする蘭越町農業の振興に関する提言」書を、ここ委員会室において、中井会長より町長へ提出したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長

以上で報告を終わります。

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第10回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時45分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟